

平成30年度
事業計画書

目 次

	頁
○ 事業方針・基本目標	1
○ 事業体系図	2
○ 新規事業の概要	3
○ 事業計画	
I 会務の運営並びに連絡調整等	6
II 地域福祉活動の推進	7
III ボランティア活動の促進	9
IV 福祉相談活動の推進	11
V 社会福祉施設・団体等の活動促進及びすこやか基金による活動助成等	12
VI 福祉サービスの利用支援及び苦情解決の推進	13
VII 福祉人材の養成・確保	14
VIII 介護実習・普及センターの運営	17
IX 生活福祉資金貸付事業の推進	18
X すこやか長寿社会づくり運動の推進	20
XI 県社会福祉センターの管理・運営	21
XII 地域医療介護総合確保基金事業の推進	21

平成30年度 鹿児島県社会福祉協議会事業計画 事業方針

急速な少子高齢化や核家族化の進行，地域のつながりの希薄化など，地域社会を取り巻く環境が変化するなか，福祉ニーズが多様化してきており，地域福祉の再構築が大きな課題となっています。

こうした状況に対応するため，社会福祉法人制度改革において，社会福祉協議会を含む社会福祉法人は，公益性の高い組織として，地域ニーズを的確に把握し，様々な福祉ニーズに対応した多様な取組の実施が求められたところです。

さらに，国においては，人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう，地域住民等が支え合い，一人ひとりの暮らしと生きがい，地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」を実現する必要があるとして，「地域課題の解決力強化」や「地域を基盤とする包括的支援の強化」等を柱に，改革を進めています。

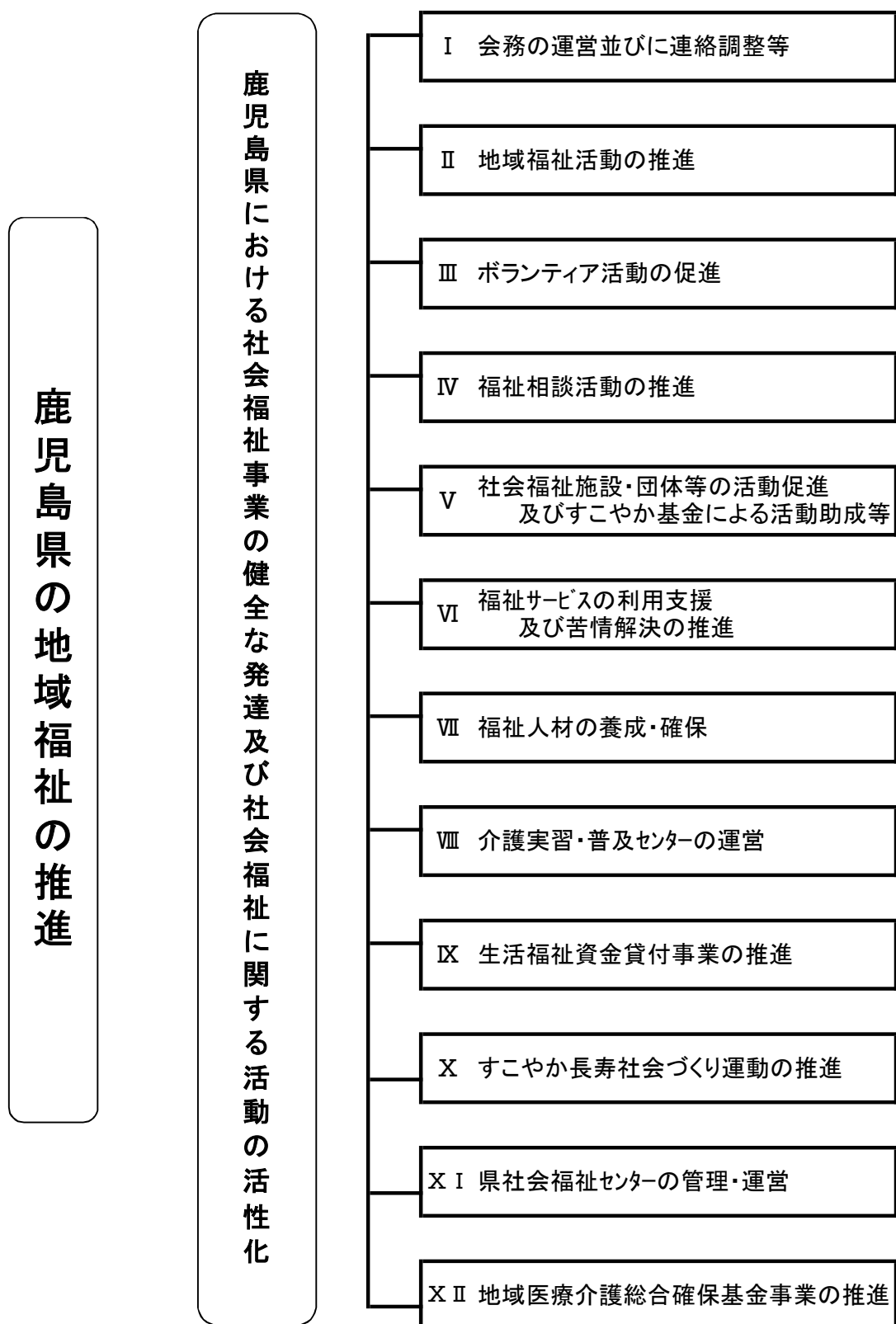
このような改革が進められるなか，地域福祉の中核的推進組織である県社協は，社会経済情勢や社会福祉分野の諸改革の動向等を踏まえ，平成30年度の基本目標を次のとおり定め，本県の地域福祉の着実な推進に全力を傾注してまいります。特に，共同募金助成金を財源に取り組んでいる社会的孤立解消支援事業の実施や生活困窮者自立支援制度への対応のほか，「地域包括支援体制人材育成事業」を新規事業として加え，市町村社協の取組への支援等に引き続き努めてまいります。

また，高齢者等の就労機会を創出する事業として「元気高齢者等介護職場インターンシップ事業」を新たに実施し，昨年開始した離職介護職員の登録促進事業やこれまでの各種人材確保事業とともに福祉人材の養成・確保を一層推進することとし，障害者総合支援法に基づく障害福祉人材育成事業の実施や生活福祉資金貸付事業の的確な運用と債権管理等についても，引き続き関係機関団体等と連携を図りながら効果的に取り組んでまいります。

基本目標

- 1 地域福祉活動の推進
 - (1) 生活困窮者自立支援制度への適切な対応
 - (2) 社会的孤立等に対応する地域支援基盤づくりの推進
 - (3) 福祉サービスの利用支援及び苦情解決の推進
 - (4) 生活福祉資金貸付事業の的確な運用と債権管理の推進
- 2 福祉人材の養成・確保の強化
 - (1) 障害福祉人材育成事業の推進
 - (2) 介護人材の確保・定着促進
- 3 社会福祉諸制度改革への適切な対応と関係機関・団体との連携

平成30年度 社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会 事業体系図



主 な 新 規 事 業 の 概 要

Ⅱ 地域福祉活動の推進

7	事 業 名	地域包括支援体制人材育成事業	掲載頁	10
予算額（総事業費）		3,644千円	区 分	新規
負 担 区 分		県受託金収入 10/10		
事 業 内 容		<p>1 事業目的</p> <p>福祉ニーズの多様化・複雑化に伴い、複合的な課題を有する要援護者が出てきており、要援護者に対する、①包括的な相談から見立て、②支援調整の組み立て、③地域資源開発等を行う「包括的相談支援体制」の構築に向けて、市町村の体制構築に係る総合的な人材の育成・確保を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 既存の相談員を対象とした相談支援包括化推進員の育成</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 福祉分野の横断的な連携を図るため、他制度の政策を学ぶ研修会の開催</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 包括的な相談支援を行っている先進県のコーディネーター等を講師に招いた講義</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ グループワーク等の実践形式での研修会</p> <p>(2) 地域包括支援体制の整備に向けた各市町村の検討会（ワーキンググループ）の支援</p>		
事業効果・特記事項		<p>既存の相談員（高齢者や障害者等の各種制度に基づく相談員）を対象とした相談支援包括化推進員の育成を行うことにより、市町村単位の「包括的相談支援体制」の構築を促進する。</p>		
担 当 部 署		地域福祉部		

X II 地域医療介護総合確保基金事業の推進

3	事業名	元気高齢者等介護職場インターンシップ事業	掲載頁	38
予算額（総事業費）		8,040千円	区分	新規
負担区分		県受託金収入 10/10		
事業内容		<p>1 事業目的</p> <p>2025年問題に代表されるように高齢化が加速度的に進展し、今後ますます介護ニーズの増大が見込まれているが、介護人材の確保は若年層をはじめ困難な状況にあり、介護事業所等の人材不足が懸念される。</p> <p>このようなことから、高齢者等の就労機会を創出するとともに、介護従事者の確保に資するため、元気な高齢者等が掃除や配膳等の生活介護の一部をサポートする人材として活躍できるよう介護施設での職場体験（インターンシップ）を通じた就労支援を行う。</p> <p>併せて、高齢者等が働きやすい就労プランを介護事業所から募集し、優秀な提案を表彰するコンテストを実施する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 介護施設での職場体験</p> <p>ア 実施箇所 県内10市町村社協（予定）</p> <p>イ 体験人数 100人程度（10人/1社協あたりを想定）</p> <p>ウ 受入施設 20施設程度（2施設/1社協あたりを想定）</p> <p>エ 体験期間 1週間程度（5日間、軽作業中心）</p> <p>オ その他 体験後の就労希望者へは、キャリア支援専門員等によるフォローアップを予定</p> <p>(2) 多様な就労プランコンテスト （就労プランの募集、審査、表彰及び周知）</p>		
事業効果・特記事項		<p>① 高齢者等が生活介護の一部を担うことで、介護従事者の負担が軽減され、より専門性を生かした介護業務に専念でき、ケアの質の向上や介護職員の定着率の向上も期待できる。</p> <p>② 心身ともに健康で活力ある高齢者が、「支えられる側」から「支える側」にシフトすることで、高齢者の生きがいづくりや社会参加が促され、持続可能な社会保障制度の一助となる。</p> <p>③ 就労プランコンテストにおいては、優秀な就労プランを周知・広報することで効果的な人材確保の普及が図られる。</p>		
担当部署		ボランティアセンター、福祉人材・研修センター		

I 会務の運営並びに連絡調整等			
1	役員会等の開催	所管部署	総務部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
(1) 理事会の開催 3回(5月, 11月, 3月) (2) 評議員会の開催 3回(6月, 11月, 3月) (3) 監事会の開催 2回(5月, 11月)		当会活動の積極的かつ円滑な運営に資するため、理事会・評議員会・監事会を開催するとともに、必要に応じて正副会長会を開催する。	当会の事業計画や予算・決算、諸規程・規則の改廃などといった経営方針や制度対応等に対し、迅速かつ効果的な法人の業務執行及び意思決定に資する。 また、中間決算等を行うことにより、事業の執行過程や期中における予算管理・チェック機能等が図られ専断的な経営を避けることにつながる。
2	関係機関・団体との連絡調整等	所管部署	総務部ほか関係部所
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
(1) 市町村社会福祉協議会、種別協議会との連絡調整 (2) 社会福祉、保健衛生、社会教育など関係機関・団体との連絡調整 (3) 全国社会福祉協議会、九州社会福祉協議会連合会等関係会議への参加 新(4) 九州各県・指定都市社協事務局長会議(前期)の開催 (5) 韓国 全羅北道社会福祉協議会との交流(当年度は関係団体の交流希望があった場合等に対応)		関係機関・団体等との連携及び連絡調整等を図るため、市町村社協会長・事務局長会議等の各種会議の開催や関係機関・団体等の委員への参画に努めるとともに、九州各県・指定都市社協事務局長会議(前期)を本県で開催する。 また、姉妹盟約等に基づき、韓国 全羅北道社会福祉協議会との交流を行う。 (平成15年10月姉妹盟約・平成22年4月覚書締結) (平成24年7月人的相互交流の休止・平成27年7月再開)	関係機関・団体等との連携により、当会活動への理解促進が図られるとともに、組織間の横断的な連絡調整を図ることにつながる。 全羅北道社会福祉協議会との交流により、相互の情報交換や研修視察受入等が推進され、両社協活動の充実・発展が期待されるとともに、社会福祉施設等の交流にも資する。

3	自主財源の確保	所管部署	総務部ほか関係部所
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
図書等の販売や斡旋		社会福祉に関する書籍等の販売や斡旋を行う。	自主財源の確保につながるとともに、経営安定化に資する。
4	広報活動等の推進	所管部署	総務部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
(1) 広報紙「ふくしのひろば」の発行 ア 発行回数 年6回(奇数月発行) イ 発行部数 14,500部/1回あたり (2) 当会ホームページの運営 (URL http://www.kaken-shakyo.jp/)		社会福祉についての県民の関心と理解を深めるため、広報紙の発行やホームページの公開を通して、県内外の各種情報を提供する。	情報提供の充実により、福祉関係者への活動支援のみならず、幅広く県内外の方々に当会の活動に対する理解と関心を深めることに資する。

II 地域福祉活動の推進			
1	地域福祉推進支援事業	所管部署	地域福祉部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
(1) 地域福祉推進支援事業 ア 巡回指導及び研修会への職員派遣 イ 市町村等への情報提供 ウ コミュニティワーカー研修会の実施 (2コース) (2) 福祉コミュニティづくり事業 ア あんしん・安全ネットワークセミナーの開催 (1回) イ サロン活動研究集会の開催 (1回)		小地域ネットワークの構築を基軸に県下の地域福祉の一層の推進を図るため、行政、社協、NPO法人、ボランティア及び福祉施設等が協働しながら福祉コミュニティづくりを促進し地域の福祉力を総合的に高めるための事業を実施する。 さらに、インフォーマルな活動を展開しているサロン活動を支援する観点からサロン活動研究集会の開催や地域福祉のキーパーソンといえるコミュニティワーカーの資質向上のための研修の実施、さらには「介護の日」、「育児の日」の啓発や関連行事の募集・案内も含めて情報発信を行う。	① 市町村社協に対する巡回指導や情報提供により、社協活動の活性化を図り、また県民に対する地域福祉への理解と参画を促すことができる。 ② コミュニティワーカー研修を行うことで地域福祉を担う人材の質の向上を図ることができる。また、サロン関係者の研究集会を開催し、地域のインフォーマルな活動に従事する人材・支援者の養成を行うことで「地域の福祉力」の向上が図られる。
2	県社会福祉協議会会長表彰事業の実施	所管部署	地域福祉部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
県社会福祉協議会会長表彰事業の実施 表彰審査会：平成30年8月中旬頃 表彰の場：県地域福祉推進大会で表彰 表彰期日：平成30年10月30日(火) 場所：鹿児島市民文化ホール		県下における社会福祉関係者・団体で社会福祉の向上に永年携わった功労者を表彰し、本県の社会福祉の発展に寄与する。	地域福祉の増進に向けた意識の醸成が図られ、地域福祉活動実践者の励みとなる。

3	制度改正等対応市町村社協支援事業	所管部署	地域福祉部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
(1) 制度改正等説明会の開催 ① 制度改正等説明会 (2回) ② 生活支援体制整備事業連絡会 (2回) ③ 生活困窮者自立支援事業連絡会 (2回)		社会福祉関連の法制度改正の動向を踏まえ、法人の体制整備や新たな福祉サービスへの取組についての情報提供を行い、事業戦略を構築するため連絡会を開催する。	情報の格差を是正するとともに、法令遵守の意識醸成が図られ、地域の福祉事業者の範となり、事業効率を高めることが期待される。
(2) 市町村社協経営セミナーの開催 (1回)		社会情勢の動向や社協に対する自治体支援の変化、社会福祉関連の制度改正等に対応し、社協組織のあり方、今後の展開を学ぶ組織経営に関するセミナーを開催する。	先進的な実践事例を蓄えることにより、今後の社協事業経営の効率化と役職員の意識改革に資する。
4	地域福祉推進大会開催事業	所管部署	地域福祉部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
地域福祉推進大会 (見守り推進大会) の開催 ア 開催期日：平成30年10月30日(火) イ 場所：鹿児島市民文化ホール ウ 内容：①永年地域福祉の発展に寄与された方々の表彰 ②地域福祉の推進に関する講演 ③見守り活動等の実践報告 エ 参加者数：1,200人程度		「地域の絆が深まり、誰もが住み慣れた地域で心豊かに暮らせる地域社会の実現」を目指して関係者が一堂に会し、相互の認識を深めるとともに、地域福祉に関する県民の理解と関心をより一層高める。	地域福祉に関する講演や見守り活動等の先進事例の実践報告により、地域福祉の推進に関する普及啓発を図ることができる。

5	生活支援コーディネーター体制構築事業	所管部署	地域福祉部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
<p>(1) 市町村における生活支援体制整備支援 （県生活支援体制推進コーディネーターの設置） ア 市町村が設置する生活支援コーディネーターへの指導・助言，相談対応 イ 高齢者支援にかかる担い手の育成・研修についての支援 ウ その他，市町村が設置する生活支援コーディネーターの支援に関すること</p> <p>(2) 生活支援コーディネーター体制構築研修企画会議の開催 ア 研修企画会議の開催（年2回） イ 県独自カリキュラムの作成 ウ 生活支援コーディネーターのネットワーク構築を目的とした情報交換会の立ち上げ支援</p> <p>(3) 生活支援コーディネーター体制構築研修の開催 ア 基礎研修の開催（年1回） イ 実践研修の開催（年1回）</p> <p>(4) 生活支援コーディネーター体制構築研修並びに活動の評価に関する業務 ア 研修等評価会議の開催（年1回）</p>		<p>高齢単身世帯や高齢夫婦世帯，認知症高齢者の増加に伴い，在宅における日常生活に支援が必要な高齢者の増加が見込まれることから，介護保険制度改正に伴い市町村へ配置された「生活支援コーディネーター」による地域の担い手育成及び資源開発を図り，県内における生活支援体制整備を推進する。</p>	<p>生活支援体制を整備することを目的として市町村に配置された生活支援コーディネーターによる地域の担い手育成及び資源開発を図ることにより，地域住民が主体的に関わりながら地域課題を解決する地域包括ケアシステムの構築へ寄与することができる。</p>

6	社会的孤立解消支援事業	所管部署	地域福祉部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
<p>(1) 市町村社協への広域支援 ア ご近所支え合いマップセンター（仮称）の開設と展開（開催記念フォーラム等） イ 社会的孤立者支援スキルアップ研修会 ウ 緊急時一時支援の仕組みづくり</p> <p>(2) モデル地区社協への重点支援 モデル地区3か所の設定・重点支援</p>		<p>社会的に孤立している方や必要な生活支援が欠けている方に対して，制度では対応できない課題を，地域住民が一体となって取り組み，包摂的な地域づくりをめざす。 そのために，市町村社協に対して，様々な研修を通し，技術提供とスキルアップを行い，地域の福祉力の向上も図る。 3年目の成果として，全国で初めての支え合いマップセンターの開所とフードバンクかごしまと連携した緊急時一時支援の活動拠点整備を行い，持続的な支援が出来る体制を整える。</p>	<p>社会的に孤立されている方などを地域（地域住民）で受け止められるような気運が高まり，地域で支え合う基盤が作られる。 また，市町村社協への様々な研修等を通して，対象者の早期発見から相談援助・対応までの的確な支援と包摂的な地域づくりが実現できる。 高齢分野や障害分野，児童分野の分野にとらわれず，地域を単位に関わりの深さを確認でき，地域支援につながる事ができる。</p>

7	新 地域包括支援体制人材育成事業	所管部署	地域福祉部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
<p>(1) 既存の相談員を対象とした相談支援包括化推進員の育成 ア 福祉分野の横断的な連携を図るため，他制度の政策を学ぶ研修会の開催 イ 包括的な相談支援を行っている先進県のコーディネーター等を講師に招いた講義 ウ グループワーク等の実践形式での研修会</p> <p>(2) 地域包括支援体制の整備に向けた各市町村の検討会（ワーキンググループ）の支援</p>		<p>福祉ニーズの多様化・複雑化に伴い，複合的な課題を有する要援護者が出てきており，要援護者に対する，①包括的な相談から見立て，②支援調整の組み立て，③地域資源開発等を行う「包括的相談支援体制」の構築に向けて，市町村の体制整備に係る総合的な人材の育成・確保を図る。</p>	<p>既存の相談員（高齢者や障害者等の各種制度に基づく相談員）を対象とした相談支援包括化推進員の育成を行うことにより，市町村単位の「包括的相談支援体制」の構築を促進する。</p>

Ⅲ ボランティア活動の促進			
1	県ボランティアセンターの運営	所管部署	ボランティアセンター
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
(1)	県ボランティアコーディネーターの設置	県ボランティアセンター事業の推進を図るため、ボランティアコーディネーターを設置し、研修会等の企画・運営を行うほか、NPO団体やボランティア関係団体等との連携・相談等に対応し、県内におけるボランティアの育成に努める。	ボランティア活動に関する様々な相談への対応や各種研修等を実施することで、ボランティア活動の質の向上や活動の推進が図られる。また、関係機関や団体等との関係づくりを進めることで、県ボランティアセンターの役割・機能が果たされる。
(2)	福祉救援ボランティア活動連絡会の開催 (1回)	災害時における福祉救援活動・災害ボランティア活動支援が円滑かつ効果的に行われるように、防災等関係者の参加を得て、災害時及び平常時における被災者支援の取り組みやネットワーク体制の整備を図るために連絡会を開催する。	日頃から関係機関団体等とのネットワークを築くことにより、顔の見える関係ができ、災害時の福祉救援活動・災害ボランティア活動支援が円滑に展開できる。
(3)	県総合防災訓練、桜島火山爆発総合防災訓練への参加(各1回) ア 県総合防災訓練(指宿市) 開催期日:平成30年5月27日(日) イ 桜島火山爆発総合防災訓練 (溶岩ゲラウンド) 開催期日:平成31年1月中旬(予定)	開催地社協や近隣市町村社協、関係機関、ボランティア団体等の参加を得て、県総合防災訓練に参加し、ボランティアの受付からニーズ受付、マッチングからボランティア派遣まで一連の災害ボランティアセンターの設置運用訓練を行う。 桜島火山爆発総合防災訓練においては、鹿児島市社協が行う災害ボランティアセンターの設置運用訓練の近隣市町村社協への周知や設置運用訓練の支援を行う。	関係する機関・団体が連携し、災害ボランティアセンターの設置・運用訓練を実施することで、災害発生時の危機管理体制の整備と、災害時の円滑なボランティア活動の展開、広域・中間支援組織としての県ボランティアセンターの役割確認・機能強化等に資する。 また、近隣の市町村社協ボランティアコーディネーター等の参加により、地区レベルでの災害ボランティア支援活動のスキルアップや社協間の連携の深まりが図られる。

1	県ボランティアセンターの運営	所管部署	ボランティアセンター
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
(4)	指導・連絡・研修	市町村社協ボランティアセンターや関係機関・団体などからの要請等に基づき、ボランティアに係わる指導・助言を行ったり、ボランティア・NPO活動に係る各種委員会等に参画する。 また、教職員対象の研修会等の機会も活用し、福祉教育の啓発、普及を図る。	多様な機関・団体への指導・助言・調査等に対応することで、ボランティア活動の振興に資する。
2	福祉教育推進事業	所管部署	ボランティアセンター
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
(1)	児童・生徒のふれあいボランティア活動啓発促進事業 ア 市町村社協への導入促進 (22市町村→25市町村) イ 推進方策検討会の開催(2回)	次代を担う子どもたちのボランティア活動に取り組むきっかけづくりと定着を図るため、“私のふれあいボランティア活動カード・スタンプ”等を作成し、導入社協へ配布する。 また、未導入社協へ取組を促すため、推進方策を検討するなど、県域における児童・生徒のボランティア活動を促進する。	親しみやすいスタンプカード制を導入することで児童・生徒へのボランティア活動の参加促進や継続的なボランティア活動が期待できる。 また、本事業の導入をためらう社協が課題と感じることなどを把握・整理し、解決策を提案することで、本事業の導入にかかるハードルが下がる効果が期待できる。
(2)	大学・短大生等ボランティアサークル連携促進事業 ア 学生ボランティア交流会(1回) イ 大学・短大ボランティア支援担当部署との情報交換の実施(1回)	県内の大学・短大ボランティアサークルの交流会を実施し、サークル間の緩やかなネットワーク構築や大学・短大の枠を超えた連携・協働の促進を図る。併せて、大学・短大ボランティア支援担当部署との連携を深める。	各大学のボランティアサークル間の情報共有やサークル相互の交流が進むことで、学生ボランティア活動の一層の推進が図られる。 また、学生にとって最も身近な大学ボランティア支援担当部署(職員)と顔の見える関係づくりが図られる。

2	福祉教育推進事業	所管部署	ボランティアセンター
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	
(3) 福祉教育推進セミナー（1回）		<p>幅広い関係者に対し、福祉教育の重要性や取組事例等を周知することで、社会教育や学校教育の中で活用できる“福祉教育”を提案することができる。</p> <p>また、幼少期から地域福祉に関心を促し、多様な関係者が、地域や福祉を身近なものとして考える機会を提供できる。</p>	
3	養成・研修事業	所管部署	ボランティアセンター
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	
(1) ボランティアコーディネーター・ボランティア担当職員セミナー（年1回）		<p>ボランティア活動団体・NPO団体及び関係団体との連絡調整、活動プログラムの企画、活動の受給調整、ボランティア活動者養成等を担うボランティアコーディネーターの資質向上と交流を図るための研修会を開催する。</p> <p>専門職として必要とされる知識や役割などを学ぶことにより、ボランティアコーディネーターとしての資質向上が図られる。</p> <p>また、ボランティアコーディネーター間の交流を促すことで、顔の見える関係づくりに資する。</p>	
(2) シニアボランティア講座（年1回）		<p>団塊世代など元気高齢者の方々を地域活動やボランティア活動等に促すため、シニア向けのボランティア養成講座を開催する。</p> <p>シニア層のボランティア活動への参加促進を図ることで、退職後の生きがいづくりや地域のシニアリーダー養成に資する。</p>	
(3) 災害ボランティアセンター運営支援者養成講習会（年1回）		<p>災害ボランティアに関心のある方や地域のボランティアリーダーを対象に、災害ボランティアセンターの運営支援に関する講習会を開催し、災害発生時にボランティアセンターを継続的に支援する人材を養成する。</p> <p>災害ボランティアセンターを継続的に支援する地域の人材を養成することを通して、災害時におけるセンターの運営をより円滑に行うことが可能となる。</p>	

4	広報啓発事業	所管部署	ボランティアセンター
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	
(1) 啓発用物品の整備・提供 ア ボランティア手帳の発行（発行部数2,000部） イ 啓発用物品の貸出・整備等 ウ ボランティアルーム・コーナーの提供		<p>ボランティア活動を始めようとする人の研修や活動している人の手引書として、また、学校でのボランティア学習用として活用できる「私のボランティア手帳」を作成する。</p> <p>また、ボランティア・福祉体験活動等に使用する疑似体験セット、車いす、アイマスク等の貸出しや印刷機等の維持管理、当センターに登録するボランティア団体等へのボランティアルーム・コーナーの無料貸出などを行う。</p>	
(2) 広報紙等・ホームページによる情報提供		<p>ボランティア活動に対する関心を高めるため、県社協広報紙「ふくしのひろば」を活用し、ボランティアに係る様々な情報や活動事例など、ボランティア関連記事を年6回掲載するとともに、県社協ホームページによる情報提供も適宜行う。</p> <p>各種媒体を通して、県内外のボランティア活動事例・情報を幅広く提供・発信することにより、県民へのムラのない周知が図られる。</p>	
(3) その他（サマーボランティア体験月間の実施やボランティアTシャツ等の頒布）		<p>地域や社会福祉施設等でのボランティア体験を通して、県民のボランティア活動への理解と関心を深めるとともに、ボランティア活動への参加のきっかけづくりとするため、7月及び8月を「サマーボランティア体験月間」と定め、市町村社協に各種体験プログラムの実施を呼びかける。</p> <p>併せて、主にサマーボランティア体験月間中のボランティア啓発用として、ボランティアTシャツとポロシャツを製作し頒布する。</p> <p>夏休み期間中に各種のボランティア体験プログラムの提供等を行うことで、ボランティア活動への参加のきっかけとなり、理解と関心が深まる。</p>	

5	市町村ボランティアセンターの活動促進	所管部署	ボランティアセンター
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
(1) ボランティア活動保険加入促進事業 (助成総額 1,000千円)		ボランティア活動に安心して参加できるようにボランティア活動保険の加入を促進するため、保険料の補助を行っている市町村社協に対し、保険料の一部助成を行う。	ボランティア活動保険の普及と事故の防止等に資することが期待される。
(2) ボランティア講座開催事業 ア 助成先社協 5市町村社協 イ 助成額 80千円上限/1か所あたり		ボランティア活動参加へのきっかけづくりや、地域のボランティアの掘り起こし、ボランティア活動リーダーの育成と組織化を図るため、継続型(概ね4回以上)のボランティア講座を実施する市町村社協に事業費の一部を補助する。 また、講座を実施する社協へは実施方法等について情報提供を行うなど援助する。	当事業を通して、市町村社協にとってボランティア活動参加への「きっかけ」づくりの場ができ、地域のボランティア活動者の掘り起こしや人材養成が期待できる。

IV 福祉相談活動の推進			
1	相談センターにおける福祉相談業務の推進	所管部署	長寿社会推進部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
相談種目	相談日	相談員	「鹿児島シルバー110番」を設置し、高齢者とその家族の方々が抱える心配ごと、悩みごと等の相談に対応するため、各種の相談員が相談にあたる。 福祉相談員及び相談種目ごとに専門相談員を配した常設相談窓口を設置することにより、高齢者及びその家族等の複雑多岐にわたる相談に対応することで、高齢者福祉の増進に寄与できる。
生活・福祉	月～金	福祉相談員	
健康・介護	火・金/午後	保健師	
医療	第1・3水/午後	医師	
年金	第3水/午前	社会保険労務士	
法律	月・木/午後	弁護士	
税金	第3木/午前	税理士	
住宅	第2・4木/午前	建築士	
福祉機器	月～金	福祉相談員 福祉機器相談員	
2	福祉機器展示相談センターの運営	所管部署	長寿社会推進部 (福祉機器展示相談センター)
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
(1) 福祉機器の展示・紹介及び相談業務		高齢者や障害者の自立を助け、介護者の負担を軽減するための福祉用具を常時展示し、その使い方や選び方等に関する相談に応じるとともに情報提供を行う。	多種多様な福祉用具を常時展示・紹介するほか、見学者等の相談に対応し、説明及び情報提供等を行うことで、福祉用具の使いやすさ等を伝えるとともに、介護への精神的不安や身体的負担の軽減に寄与できる。
(2) 団体研修者への福祉用具説明及び体験		高齢者クラブや地域自治会等をはじめ、福祉施設職員や専門学校生徒の研修の場として提供することによって、福祉用具の理解促進を図る。	福祉用具に接する機会の少ない方が体験することによって、福祉用具を身近に感じ、その利便性の理解につながる。また、研修内容等を地域住民に提供してもらうことにより、福祉用具への関心が深まるなどの広報も期待できる。

2	福祉機器展示相談センターの運営	所管部署	長寿社会推進部 (福祉機器展示相談センター)
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	
期待される効果等			
(3) 介護に関するビデオやDVD及び本の無料貸出	高齢者の介護や保健・福祉に関するビデオ・DVDを多数整え、無料での貸し出しを行う。また、新作が入ったら、ホームページで案内する。	病気や介護方法を理解することによって、利用者のためのより良い介護を実践することが期待できる。	
(4) 広報活動の推進	福祉機器展示相談センターの業務内容を理解してもらい、各種団体の研修の一環として活用を図る。	福祉機器展示相談センター見学者・研修者の増加を期待できる。	
3	相談関係機関との連携及び相談体制の支援	所管部署	長寿社会推進部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	
期待される効果等			
(1) 相談事業関係情報の収集・管理・提供	各種の心配ごと、悩みごとを解決するために必要・適切と考えられる各種情報の収集・管理を行うとともに、「高齢者相談の手引き」の配布や広報紙「ふくしのひろば」への掲載等により情報の提供を行う。	当会広報紙での定期的な情報提供、「高齢者相談の手引き」や「各種相談窓口名簿」など参考資料の作成・整理や情報提供、各種相談員を対象とした研修会の実施等により、関係機関との連携及び市町村の相談体制の支援を図ることができる。	
(2) 市町村相談体制の支援	市町村心配ごと相談所、地域包括支援センター等の相談体制に必要な定期的な情報提供を行うとともに、これらの機関の相談員等を対象とした「各種相談員研修会」を実施する。		

V 社会福祉施設・団体等の活動促進及びすこやか基金による活動助成等			
1	社会福祉振興資金の貸付	所管部署	施設福祉部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	
期待される効果等			
(1) 民間社会福祉振興資金貸付事業 (2) 社会福祉施設建設費つなぎ資金貸付事業	社会福祉活動の拠点である社会福祉施設整備の促進を図る。	社会福祉施設の整備が促進され、施設利用者の福祉の増進につながる。	
2	福祉施設経営指導事業	所管部署	施設福祉部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	
期待される効果等			
(1) 個別相談及び集団指導の実施 福祉施設経営相談コーナーを設置し、専任職員及び兼任相談員による社会福祉施設経営上の各種相談に応じるとともに、役職員を対象に研修を行う。 ア 相談コーナーの運営 イ 研修会の実施 (7) 社会福祉法人会計研修(3回) (4) 社会福祉法人経営者セミナー(2回) (4) 社会福祉法人経営者大会(1回)	社会福祉施設の適切かつ安定的な経営と入所者処遇の向上等を目指し、各社会福祉法人・施設等が行う運営の取り組みに対し必要な援助指導を行うとともに、役職員の資質向上に資するよう集団指導を実施する。	会計処理、労使問題、その他法人・施設経営全般にわたって発生する諸問題を解決に結びつけることにより、安定的な経営をサポートできる。 社会福祉法人の経理規程、決算処理、人事管理、労働問題等についての知識を高めることにより円滑な法人運営に資する。 職員待遇、人材確保、労使問題等の解決を図ることにより、福祉・介護人材の確保に寄与できる。	
(2) 福祉施設経営指導連絡協議会の開催	経営指導事業の企画・運営を円滑かつ効果的に実施するために、県・市の行政関係職員及び福祉団体の役職員で構成する経営指導連絡協議会を開催する。	経営指導事業を推進するうえでの情報収集、意見交換の場となり、福祉施設経営指導事業の円滑な運営に資する。	

3	種別協議会の活動促進	所管部署	総務部, 民生部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	
(1) 種別協議会研修費助成(8行事) (2) 種別協議会行事開催費助成(5協議会) (3) 各種民生委員・児童委員研修への支援		種別協議会等に対し, 各種研修事業, 文化・体育関係行事に要する経費の一部助成等を行うことにより, 種別協議会の活動を促進する。 種別協議会等が行う研修や行事, 大会等への助成等を通じ, 活動促進が図られる。 民生委員児童委員等の各種研修への支援を通じて, 様々な社会的課題に対する解決に向けた取組の促進や社会福祉協議会との連携強化等に資する。	
4	すこやか基金による活動助成等	所管部署	総務部, 長寿社会推進部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	
(1) シルバ-文化作品展「寺園賞」等の贈呈 (2) 民間社会福祉活動等への助成(23件) (3) 福祉団体九州ブロック大会等助成(2大会) ア 第30回全国ろうあ高齢者大会, 第32回全国ろうあ高齢者ゲートホール大会, 第9回全国ろうあ高齢者グラウンドゴルフ大会 (H30.9月開催予定) イ 第8回バリアフリー観光推進全国フォーラムかごしま大会 (H30.7月開催予定)		すこやか基金の運用果実を活用し, 民間の福祉事業所や福祉関係団体が開催する全国・九州大会やへの各種助成を通じて活動を支援する。 県内の特に財政基盤の弱い福祉事業所への助成や福祉関係団体主催の全国・九州ブロック大会・研修等に助成することで, 福祉関係団体の活動支援に資する。	

VI 福祉サービスの利用支援及び苦情解決の推進			
1	福祉サービス利用支援事業の推進	所管部署	長寿社会推進部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	
(1) 基幹的社協の支援 (2) 契約締結審査会の開催(年12回) (3) 専門員会議(年2回) (4) 利用支援員研修(5か所) (5) 実地業務調査の実施(41か所) (6) 関係機関・団体との連携 (7) 広報・啓発活動の推進 (8) 専門員セミナーの開催等		判断能力が不十分な方々が, 住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるように, ①福祉サービスの情報提供・助言・利用等の手続き支援, ②日常的な金銭管理, ③書類等の預かりなどの支援を利用者との契約に基づいて行う。 また, 県内どこでも平等にサービスを提供できるよう基幹的社協である市町村社協の支援を行う。	
2	福祉サービス苦情解決事業の推進	所管部署	長寿社会推進部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	
(1) 福祉サービス運営適正化委員会の運営 ア 運営適正化委員会の開催(3回) イ 福祉サービス利用支援事業運営監視委員会の開催及び基幹的社協等現地訪問調査の実施(委員会4回, 訪問調査:20か所) ウ 福祉サービスに関する苦情解決委員会の開催(6回) エ 運営適正化委員会委員を選考する選考委員会の開催(1回) オ 九州ブロック運営適正化委員会事務局連絡会議への参加(1回) (2) 相談・苦情の受付		県社協に第三者機関として設置されている「福祉サービス運営適正化委員会」を運営し, 福祉サービス利用支援事業の適正な運営を確保するとともに, 福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決する。また, 苦情解決の仕組みについて理解促進を図るための研修会を開催するほか広報・啓発に努める。 福祉サービス利用者の利益の保護並びに提供される福祉サービスの質の向上が図られる。	

2	福祉サービス苦情解決事業の推進	所管部署	長寿社会推進部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	
(3) 広報・啓発活動の実施 ア 広報紙「ふくしのひろば」、ホームページへの掲載 イ ポスター・リーフレットの配布 (4) 研修会の実施 相談・苦情解決事業に関する研修会〔初級編〕(1回) (5) 事業所への巡回訪問の実施(30か所) (6) 調査研究活動の実施 苦情解決体制整備状況調査の実施		期待される効果等	

VII 福祉人材の養成・確保			
1	福祉人材の安定的な確保を図るための支援	所管部署	福祉人材・研修センター
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	
(1) 福祉人材無料職業紹介業務 ア 求人開拓, 求人求職登録, 紹介斡旋 イ 広報紙, インターネット等による各種情報の提供 ウ 関係機関・団体との連携, 情報交換		福祉人材の確保を図るため, 求人開拓や求人求職登録, 紹介斡旋, 求人に関する各種情報提供を行う。	
(2) 福祉・保健医療職場就職がっくすの開催 ア 期 日 平成30年8月8日(水) イ 会 場 鹿児島サンロイヤルホテル		福祉・保健医療職場に就職しようとする者と求人施設等との面談会を開催し, 福祉職場等の人材確保を図る。	
(3) 福祉の職場就職面談会の開催 ア 期 日 平成31年3月2日(土) イ 会 場 かがしま県民交流センター		福祉の職場に就職しようとする者と求人希望のある福祉施設との面談会を開催し, 福祉職場等の人材確保を図る。	
(4) 福祉人材総合メニュー講座の開催 ア 福祉職場就職支援講座 平成30年11月10日(土), 17日(土) イ 福祉職場就活応援セミナー 上記(2)の就職がっくすと同日開催		福祉人材の確保を図るために, 社会福祉事業に従事しようとする方等を対象として, 「福祉職場就職支援講座」及び「福祉人材養成講座(福祉職場就活応援セミナー)」を開催する。	
(5) 福祉人材確保支援セミナーの開催 ア 期 日 平成31年2月22日(金) イ 会 場 かがしま県民交流センター		福祉人材の確保・定着を図るため, 施設長等を対象に, よりよい利用者サービスに直結した経営基盤づくりにもなるテーマを設定したセミナーを開催する。	
(1) 福祉人材無料職業紹介業務 ア 求人開拓, 求人求職登録, 紹介斡旋 イ 広報紙, インターネット等による各種情報の提供 ウ 関係機関・団体との連携, 情報交換		求人事業所や求職者に対するきめ細かな相談支援や「福祉人材無料職業紹介所」の積極的なPR等を行うことにより, 質の高い人材が確保でき, 福祉職場への就業の促進に資する。	
(2) 福祉・保健医療職場就職がっくすの開催 ア 期 日 平成30年8月8日(水) イ 会 場 鹿児島サンロイヤルホテル		福祉・保健医療職場への就職希望者に面談機会を提供することにより, 人材の確保に資する。	
(3) 福祉の職場就職面談会の開催 ア 期 日 平成31年3月2日(土) イ 会 場 かがしま県民交流センター		福祉の職場への就職希望者に面談機会を提供することにより, 人材の確保に資する。	
(4) 福祉人材総合メニュー講座の開催 ア 福祉職場就職支援講座 平成30年11月10日(土), 17日(土) イ 福祉職場就活応援セミナー 上記(2)の就職がっくすと同日開催		社会福祉への理解を深めるため, 幅広く県民向けの講座及びセミナーを開催することにより, 福祉職場への理解と就職の促進が期待される。	
(5) 福祉人材確保支援セミナーの開催 ア 期 日 平成31年2月22日(金) イ 会 場 かがしま県民交流センター		施設・事業所における人材確保や定着に資するとともに, 福祉サービスの質の確保及び求人施設の資質向上に資する。	

2	福祉・介護人材確保事業	所管部署	福祉人材・研修センター
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	
<p>(1) キャリア支援専門員の配置 県社協本所2人、鹿屋市社協1人 奄美市社協1人 合計 4人配置</p>		<p>個々の求職者にふさわしい職場の開拓、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言、求職者と求人事業所とのマッチング等を行うことにより、介護人材の確保支援と定着を促進する。</p>	
<p>(2) 就職面談会の開催 (県内2か所)</p>		<p>県内2か所で就職面談会を開催し、マッチングの機会を高める。</p>	
期待される効果等		<p>介護事業所等への巡回活動により、介護事業所等との連携がより一層図られるとともに、求職者の適切なマッチングに向けて、きめ細かな就職支援活動が期待できる。</p>	
期待される効果等		<p>介護事業所等と就職希望者とのマッチングの場の提供により、就職支援活動の効果的な展開が期待できる。</p>	
3	介護福祉士修学資金等の貸付	所管部署	民生部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	
<p>(1) 介護福祉士修学資金(等)貸付事業 ア 介護福祉士修学資金貸付 介護職を目指す学生に修学資金等の貸付 (ア) 修学金(月額) 50千円以内 (イ) 入学準備金 200千円以内 (初回交付時) (ウ) 就職準備金 200千円以内 (最終回交付時) (エ) 生活費加算(月額) 30千円以内 ※ (エ)は生活保護世帯等が対象 イ 介護福祉士実務者研修受講資金貸付 介護福祉士の資格取得を目指す実務者 研修受講者に受講資金の貸付 (ア) 貸付額 100千円以内 ウ 介護人材再就職準備金貸付 離職した介護職員で介護職へ再就職する者に再就職準備金の貸付 (ア) 貸付額 200千円以内</p>		<p>介護職を目指す学生等の修学を支援するとともに、卒業後の介護現場への就労・定着を促進するため、修学資金や実務者研修受講資金を貸し付ける。 また、離職した一定の経験を有する介護人材を介護現場へ呼び戻すため、再就職準備金を貸し付ける。 なお、貸付を受けた後、県内の福祉・介護職場に就職し、指定する業務に従事するなど一定の要件を満たすと返済は免除される。</p>	
期待される効果等		<p>① 介護職を目指す学生等の修学を容易にすることにより、質の高い介護福祉士の養成と県内の福祉・介護職場の人材確保が図られる。 ② 離職した介護職員の再就職支援を行うことにより、潜在介護人材の再就職・呼び戻しの促進が図られる。</p>	

3	介護福祉士修学資金等の貸付	所管部署	民生部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	
<p>(2) 介護福祉士(等)修学資金貸付事業 平成21年度から平成23年度までの3年間に介護福祉士コース等の学生に貸し付けた修学資金の償還管理</p>		<p>県内の福祉・介護職場の人材確保を図るために介護福祉士及び社会福祉士の指定養成施設の入学者に貸し付けた介護福祉士等修学資金について、養成施設卒業後、県内の福祉・介護職場に勤務するなど一定の要件を満たしている者の返済猶予や免除の事務等を行う。</p>	
期待される効果等		<p>養成施設卒業後、県内の福祉・介護職場に就職し、指定する業務に従事するなど一定の要件を満たすと返済は免除されるため、福祉・介護職場への介護人材の定着につながる。</p>	
4	社会福祉事業従事者等研修	所管部署	福祉人材・研修センター、 長寿社会推進部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	
<p>(1) 県委託研修 ア 社会福祉施設等職員研修(6コース) イ 社会福祉行政職員研修 ウ 被保護世帯法律問題等研修(5コース) エ 福祉サービス第三者評価調査者継続研修(2コース)</p> <p>(2) 独自研修(社会福祉関係職員課題別研修) ア 職場内研修担当者研修 (養成1回・フォローアップ1回) イ かんぽ研修(基礎2回・発展2回) ウ 救急法研修(3回) エ ストレスマネジメント研修 (一般職員1回・管理職員1回) オ 感染症予防研修(1回) カ 警戒警備危機管理研修(1回) キ エルダー・メンター研修(1回)</p>		<p>階層別、業務別、課題別といった各種研修の実施を通じて、社会福祉事業従事者のニーズに合った研修サービスの提供及び県内福祉人材の育成と資質の向上を図る。</p>	
期待される効果等		<p>社会福祉施設等職員や社会福祉行政職員等及び福祉サービス第三者評価調査者を対象に、階層別研修等による知識・技術等の修得や評価技術の向上を通じて、良質な社会福祉従事者の養成・確保及び福祉サービスの適正評価を図り、県民福祉の向上に資する。</p>	

4	社会福祉事業従事者等研修	所管部署	福祉人材・研修センター、 長寿社会推進部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
ク	福祉サービス苦情解決研修会〔中級編〕 (2回)	福祉サービス事業所等での苦情解決の仕組みについての理解促進と苦情解決対応の習得を通じて、社会福祉事業従事者の資質向上を図る。 なお、苦情受付担当者や解決責任者の実践力向上を目的とした中級編と、管理者・施設長を対象に事業者におけるリスクマネジメント体制整備を重点とした上級編を開催する。	福祉サービス事業所における苦情解決への体制整備や苦情解決手法を習得することにより、県民福祉の向上に資する。 また、リスクマネジメントの意識を高めることで、事故発生の防止や発生時の適切な対応が期待できる。
ケ	福祉サービス苦情解決研修会〔上級編〕		
5	社会福祉事業従事者の福利厚生等	所管部署	福祉人材・研修センター
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
(1)	県民間社会福祉施設職員退職共済事業の運営	契約者並びに加入者から標準給与月額×25/1000ずつ掛金を預かり、金融機関に信託し、安全かつ持続的な運用を図り、契約者が退職した加入者へ退職一時金又は遺族一時金を支給する退職金支払資金を契約者に給付する。	社会福祉事業従事者の福利を増進し、安心して働くことができる環境を整備することにより、福祉人材の確保並びに定着が図られるとともに、福祉サービスの質の向上が期待される。
(2)	福利厚生センター（ソウエルクラブ）への加入促進、利用促進及び会員交流事業の実施	社会福祉事業従事者の福利厚生の充実を図るために設置されている福利厚生センターへの加入・利用促進及び会員交流事業を実施する。	積極的な加入促進活動及び利用促進を図ることで、社会福祉事業従事者の福利厚生が増進されるとともに人材の確保・定着に資する。

6	県指定事業	所管部署	福祉人材・研修センター、地域福祉部 介護実習・普及センター
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
(1)	介護支援専門員実務研修受講試験 ア 試験期日 平成30年10月頃 イ 試験会場 鹿児島市(5会場) 奄美市(1会場) ウ 受験見込者数 約2,000人 (2) 介護支援専門員更新・再研修(2回) (3) 介護支援専門員実務研修(1回)	介護保険制度において、中核的な役割を果たす介護支援専門員の確保・養成を図るため、介護支援専門員実務研修受講試験及び介護支援専門員実務研修を実施する。	介護支援専門員実務研修受講試験や同受講試験合格者(更新研修対象者を含む)への実務研修を通して、介護保険制度の円滑な運営と利用者本位のサービス向上に資する。
(4)	認知症介護実践者等研修 ア 認知症介護実践者研修(3回) イ 認知症介護実践リーダー研修(1回) ウ 認知症対応型サービス事業管理者研修(2回) エ 小規模多機能型サービス等計画作成者研修(1回) オ 認知症対応型サービス事業者開設者研修(1回) カ 認知症介護基礎研修(1回) ※ IX-1に再掲(介護実習・普及センターと共管)	介護保険施設等における認知症高齢者介護の実務者及びその指導的立場にある者を対象に、介護サービスの充実と質の向上を図ることを目的に、認知症介護実践者等研修を実施する。	認知症高齢者の介護業務に従事する実践者や管理者等に対する研修機会を提供することで、幅広くかつ専門性の高い認知症介護技術習得が期待できる。

6	県指定事業	所管部署	福祉人材・研修センター、地域福祉部 介護実習・普及センター
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
(5) 障害福祉人材育成研修の開催 ア 相談支援従事者研修（9日間） (ア) 相談支援従事者初任者研修（5日間） (イ) 相談支援従事者現任研修（3日間） (ウ) 相談支援従事者専門コース別研修（1日間） イ サービス管理責任者等研修（11日間） ウ 強度行動障害支援者養成研修（8日間） (ア) 基礎研修（2日間×2回） (イ) 実践研修（2日間×2回） 延べ計28日間		平成26年度から指定研修機関の決定を鹿児島県から受け、障害者総合支援法に基づき障害福祉サービス及び相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者を養成するため、県内における人材育成研修を開催する。	人材育成研修を推進することにより、障害福祉サービス事業及び相談支援事業等の円滑な事業実施と障害福祉サービス事業所の指定申請に必要な資格取得者等の養成が期待できる。
(6) 福祉用具専門相談員養成研修 ア 研修期間 平成30年7月 イ 研修時間 51時間（延べ8日間） ウ 定員 30人 エ その他 研修修了者は福祉用具専門相談員の資格取得		福祉用具の適切な選定や適合の知識・技術を有する人材を養成する。	福祉用具の選定・適合等の専門知識を有する人材の育成を通じて、良質な介護サービスの提供が図られるなど県民福祉の向上が期待できる。
7	教員免許介護等体験受入調整事業	所管部署	福祉人材・研修センター
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
教員免許介護等体験受入調整事業 （対象学生予定数：530人）		教育職員免許特例法に基づき小・中学校教諭の普通免許状取得を希望する大学生等を対象に、福祉施設での介護等体験受入調整事業を行う。	介護等体験を通して、教員の資質向上が図られ、学校教育の充実に資する。

Ⅷ 介護実習・普及センターの運営			
1	介護実習・普及センター運営事業	所管部署	介護実習・普及センター
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
(1) 介護に関する情報収集・提供 ア 図書・ビデオ等の貸出 イ パンフレットの配布 ウ 全国会議及び九州ブロック会議への参加 (2) 介護知識・技術の普及及び体験学習等 （一般県民向け） ア やさしい介護教室（6回・定員各30人） イ 地域介護講座 （4か所（回）・定員各30人） （南薩地区、北薩地区、大隅地区、奄美地区） ウ 福祉用具の日2018 快護生活フェス! 福祉機器展&セミナーinかごしま（1回） エ 介護ふれあいフェスタ2018（1回） オ 福祉体験教室（随時） カ 教職員介護講座（3回） (3) 介護専門職員向け研修 ア 介護レクリエーション研修 （2回・定員各30人） イ 介護食調理教室（2回・定員各25人） ウ 介護職の体リフレッシュ研修 （2回・定員各20人） エ 介護職基礎研修（4回・定員各30人）		介護の講座や実習等を通じて県民への介護知識、介護技術の普及を図るとともに、福祉用具やバリアフリー住宅の展示・相談等により、適切な福祉用具や高齢者にやさしい住宅の普及を図る。	① 介護に関する県民の理解と関心を高め、高齢者等の自立支援及び介護の負担軽減に資することが期待できる。 ② 介護専門職等の介護技術の向上を図ることにより、利用者にとって良質なサービスの提供を行う人材育成がなされ、県民福祉の向上に資することが期待できる。

1	介護実習・普及センター運営事業	所管部署	介護実習・普及センター
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
<p>オ 介護職スキルアップ研修 (ア) 口腔ケア (2回・定員各30人) (イ) 認知症ケア (3回・定員各30人) (ウ) 体位変換・ポジショニングケア (3回・定員各30人) (エ) 排泄ケア (4回・定員各20人) 新 (オ) 感染症予防対策と褥瘡ケア (1回・定員30人)</p> <p>カ 専門職団体等連携講座 (4回) キ 認知症介護実践者等研修 (ア) 認知症介護実践者研修 (3回) (イ) 認知症対応型サービス事業管理者研修 (2回) (ウ) 小規模多機能型サービス等計画作成者 研修 (1回) (エ) 認知症介護実践リーダー研修 (1回) (オ) 認知症介護基礎研修 (1回) ※ Ⅷ-6に再掲 (福祉人材・研修センターと共管)</p> <p>(4) 福祉用具・バリアフリー住宅の展示・ 相談、福祉用具の情報収集・提供等</p>			

IX 生活福祉資金貸付事業の推進			
1	総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金及び離職者生活支援つなぎ資金の貸付	所管部署	民生部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
<p>(1) 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、 不動産担保型生活資金及び離職者生活支援 つなぎ資金の貸付 ア 適正な資金貸付の推進 市町村社協と連携して審査体制を充実 し、適正な貸付を実行することにより、 制度の趣旨に基づく生活福祉資金の運営 を推進する。</p> <p>イ 生活福祉資金の広報及び活用促進 県社協広報紙及びホームページ等にお いて、資金の広報啓発を行う。</p> <p>ウ 市町村社協担当職員研修の充実 資金貸付から債権回収までの一連の留 意事項について周知を図るとともに、初 任者向けのわかりやすい研修を行い市町 村社協担当職員のスキルアップを図る。</p> <p>エ 市町村社協貸付事務指導 市町村社協の担当者との連携を十分に 図り、適正な貸付事務ができるように年 間を通じて指導を行う。</p> <p>オ 各市町村民生委員児童委員協議会の 定例会研修への職員派遣 市町村単位民児協の定例会研修に出向 き資金の概要を説明し、支援体制の理解 を深めるとともに利用促進を図る。</p>		<p>低所得世帯、障害者世帯、高齢者 世帯、失業世帯又は要保護高齢者世 帯の経済的自立及び生活の安定を図 るため、総合支援資金、福祉資金、 教育支援資金、不動産担保型生活資 金及び離職者生活支援つなぎ資金の 積極的な活用を促進する。</p>	<p>資金の貸付と民生委員による相談支援活動 により、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世 帯、失業世帯又は要保護高齢者世帯の経済的 自立及び生活の安定に資する。</p>

1	総合支援資金，福祉資金，教育支援資金，不動産担保型生活資金及び離職者生活支援つなぎ資金の貸付	所管部署	民生部
	平成30年度事業計画	事業目的・概要等	期待される効果等
	(2) 市町村社協の相談支援体制の充実 相談支援体制を充実するため，専任の相談員を配置する市町村社協に対し財政的支援を行う。(対象社協 7社協)	平成21年10月からの資金貸付制度の大幅な見直し・実施に伴い，市町村社協において相談件数の増加に対応し配置している専任の相談員の経費について，相談・貸付の状況に応じて財政的な支援を行う。	市町村社協に専任の相談員が配置されることにより，借入相談者への丁寧な相談や適切な貸付支援に資する。
2	債権管理の強化	所管部署	民生部
	平成30年度事業計画	事業目的・概要等	期待される効果等
	(1) 市町村社協等との連携による債権管理の充実 市町村社協や民生委員との緊密な連携の下，借入者の状況，償還状況等の把握と情報の整理，共有化に努める。 また，市町村社協の償還指導等に対し，適切な指導・助言を行う。 (2) 債権管理の強化，推進 償還督促月間を設け，滞納債務者に督促状や催告書を，計画的償還履行者へは残額通知を送付し，債務状況の認識と償還意識の高揚を図るとともに，償還指導を強化する。特に滞納期間が長い者，償還実績が無い者等の悪質な滞納債務者に対しては，直接訪問し償還指導を行うとともに，必要に応じて法的措置を講ずる。 (3) 償還困難案件の適切な処理 償還困難で償還免除の適格要件を具備する債権について，適切な処理を行う。	借受関係者の状況や償還状況の適切な把握に努めるとともに，償還意識の高揚を図る。 また，長期滞納者等に対する償還指導を強化するとともに，償還困難な借受世帯に対する指導・助言など，債権の適切な管理を進める。	借受世帯の状況や償還及び滞納の状況把握により，適切な償還指導が可能となる。 また，不良債権の整理が促進され，資産の健全化が図られる。

2	債権管理の強化	所管部署	民生部
	平成30年度事業計画	事業目的・概要等	期待される効果等
	(4) 市町村社協における債権管理の充実 ア 民生委員との連携による不良債権の債務者生活実態の把握 イ 滞納者に対する償還指導	不良債権の回収など生活福祉資金の債権管理を一層強化するため，市町村社協における債権管理機能の充実を図る。	市町村社協の債権管理機能強化により，不良債権の整理が促進される。

X すこやか長寿社会づくり運動の推進			
1	すこやか長寿社会づくり運動の推進	所管部署	長寿社会推進部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
(1) 広報媒体による意識啓発 ア 広報紙「ふくしのひろば」による広報 (発行部数：14,500部×6回) イ ホームページによる広報 ウ リーフレットの作成及び配布 (作成部数：10,000部) エ 「老人の日・老人週間」のポスター配布		各種機関・団体への印刷物を配布するとともに、イベント、研修会等の場を利用して広報啓発活動を行うほか、広報紙「ふくしのひろば」に「明るい長寿社会づくり情報」コーナーを設け、事業の紹介等広報活動を行う。	広報紙等の啓発活動により、定期的・継続的な情報提供を行うことができる。
(2) シルバー文化作品展の開催 ア 展示期間 平成30年9月11日(火)～15日(土) ※搬入日 9月6日(木) イ 会場 県歴史資料センター黎明館 ウ 対象部門 日本画、洋画、書、工芸、写真、彫刻の6部門 エ 対象者 県内在住の60歳以上の者 オ 出品料 1,000円 カ その他 施設等での入賞作品の展示		高齢者の創作した作品を展示・表彰し、高齢者の趣味活動や文化創作意欲を高める。 また、入賞者へ作品の貸与を呼びかけ、福祉施設等で展示を行う。	① 高齢者の創作した作品をすべて展示することで、創作活動に対する意欲を高め、高齢者の生きがいづくりに寄与できる。 また、出品者、観覧者同士の交流も生まれ、高齢者の社会参加の促進に資する。 ② 入賞作品の福祉施設等での展示については、施設入所者等に喜びと感動を与えるとともに、作者の一段の意欲増進につながる。
(3) いきいきシルバースポーツ大会の実施 ア 実施か所 県下7地区 イ 実施方法 県老人クラブ連合会に委託		高齢者スポーツ大会を県下7地区で行う。	スポーツによる交流・交歓ができ、活力ある長寿社会づくりの促進に資する。
(4) 元気高齢者チャレンジ推進事業 ア 元気高齢者を中心とした地域貢献活動の情報収集・表彰。 イ 事例発表会・表彰式の開催 (ア) 期日 平成30年10月17日(水) (イ) 会場 かがしま県民交流センター ウ 事例集の作成・配布		元気高齢者を中心とした地域貢献活動の取り組みを支援し、高齢者の積極的な社会参加を促進する。	元気高齢者を中心とした様々な地域貢献活動の取り組み事例を収集・発信することで、高齢者の社会参加の促進に資する。

1	すこやか長寿社会づくり運動の推進	所管部署	長寿社会推進部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
(5) 全国健康福祉祭派遣事業 ア 派遣期間 平成30年11月3日(土)～6日(火) イ 派遣地 富山県(10市3町1村) ウ 派遣人員 約150人		第31回全国健康福祉祭とやま大会(ねんりんピック富山2018)に、選手を派遣する。	全国健康福祉祭に参加することにより、世代間・地域間の交流を深め、活力ある長寿社会づくりの促進に資する。
(6) 高齢者による社会参加活動の促進 ア 企業退職者等を含む高齢者活動の支援 イ 世代間交流機会等の提供 ウ 社会参加活動希望者への情報提供等の支援		高齢者による社会参加活動を支援するため、活動機会や活動情報の提供等を行う。	社会参加活動希望者に対する活動機会の提供や活動情報の収集・発信等により、高齢者による社会参加活動の促進が図られ、地域活動の活性化に資する。
2	かがしまねんりん大学管理運営事業	所管部署	長寿社会推進部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	期待される効果等
(1) かがしまねんりん大学の運営 ア 基礎コース(4地区) (定員30人程度、6講義) イ 実践コース(3コース) (定員20人程度、6講義) (2) 人材活用の推進及び情報提供の充実 ア 人材活用 イ 情報提供 ウ 市町村との連携		地域活動に意欲のある高齢者等に対し、社会参加のために必要な知識や技能を修得する機会を提供することにより、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手としての高齢者リーダー等を養成するために、「かがしまねんりん大学」を運営する。	高齢化の進行がさらに見込まれている地域社会において、地域を支える貴重な人材である「元気高齢者」の方々に「かがしまねんりん大学」の受講機会を提供することで、社会参加のために必要な知識や技能を修得してもらい、地域リーダーとして積極的な地域活動に結びつけることができる。

X I 県社会福祉センターの管理・運営			
1	県社会福祉センターの整備，維持管理及び利用促進等	所管部署	総務部
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	
期待される効果等			
(1) 県社会福祉センターの維持管理 (緊急を要する修繕工事のほか，法令等に基づく設備等の更新・改修工事等を含む)	民間社会福祉団体の活動拠点として，適切かつ効率的な管理運営に努めるとともに，利用促進等を図る。	施設環境の良好な維持・向上に努めることで，民間社会福祉団体の活動拠点としての機能向上が図られ，利用促進に資する。	
(2) 会議室，宿泊室の利用促進	また，県社会福祉センターを安全快適に利用してもらうため，法令等に基づく改修や経年に伴う更新等の工事を行う。		
(3) 省エネルギー対策の推進			
(4) そのほか入居団体との連絡調整等			

X II 地域医療介護総合確保基金事業の推進			
1	介護の仕事理解促進事業	所管部署	福祉人材・研修センター 介護実習・普及センター
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	
期待される効果等			
(1) 地域ジュニア福祉体験教室開催事業 高齢者疑似体験，車いす体験，ユニバーサルデザイン・自助具体験の実施 ア 実施数 35か所程度 イ 実施場所 離島及び鹿児島市から遠隔地の小・中学校，高等学校，専門学校	遠隔地等にあつて，来所による福祉体験教室に参加できない学校等を訪問して，体験教室を開催することにより，児童・生徒の高齢者や障害のある人への理解促進及び福祉の心の涵養を図り，介護従事者のすそ野の拡大に資する。	児童・生徒の福祉に関する意識付けがなされ，地域の高齢者等に対して思いやりの心を育むことができるとともに，介護の仕事に関心を持つ子どもたちが増加する。	
(2) 未来の福祉・介護の担い手スタートアップ事業 ア 小中高校及び介護事業所等のマッチングを実施。 イ 「小中高校生等と介護事業所の職員等との相互訪問」を10回程度実施。	介護福祉士養成施設の学生や介護職に就業中の卒業生，介護職員が，小中高校を訪問して，養成施設で学んでいることや，介護の仕事の内容・魅力等について，小中高校生に講義やトークセッションを行う。 また，小中高校生や住民が介護事業所や介護福祉士養成施設を訪問し，介護職員の仕事を見学し，利用者とふれあい，介護の体験等を行うことにより，介護の職場に興味を持ってもらう。	小中高校生等と介護事業所の職員等との相互訪問を行い，福祉・介護の職場に興味を持ってもらうことにより，将来，一人でも多くの小中高校生が，介護分野で活躍することが期待できる。	
(3) ふれあい・いきいきサロン介護教室派遣事業 県内で実施されている「ふれあい・いきいきサロン」への講師派遣 ア 派遣数 22か所程度	介護や介護の仕事の理解促進を図るため，市町村社会福祉協議会等が実施している「ふれあい・いきいきサロン」等に，地域の要望に応じて理学療法士や作業療法士，認知症介護指導者等の専門家を派遣し，介護人材の一翼を担う高齢者に対して，リハビリや介護の基礎的な知識・技術を提供することにより，高齢者の健康づくりを推進するとともに在宅介護及び地域貢献活動への取組を支援し，介護人材の確保に資する。	各地域において介護技術や知識の普及が図られ，高齢者も介護人材の一員となり得るという意識が高まる。	

1	介護の仕事理解促進事業	所管部署	福祉人材・研修センター 介護実習・普及センター
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	
		また、介護者のサロンへの参加を促進することにより、地域とのつながりを深めて、介護者の孤独感の解消を図る。	
(4) 介護の仕事チャレンジ事業 ア バスを使用した介護の職場体験ツアー (県内4コース) イ 募集人員 各コース25人程度		介護職への理解を深め、新たな人材の参入を促すため、介護の職場体験ツアーを実施し、高齢者福祉施設や障害者福祉施設等を訪問する。 募集対象は一般県民で、ツアーの内容としては介護職員による施設内の紹介及び見学、介護の仕事内容の説明、利用者とのふれあいなどである。	
		一般県民を対象とした介護の職場体験ツアーを実施し、介護施設を訪問し見学するとともに、利用者とのふれあいや介護体験を行うことで、介護職への理解を深め、新たな人材の参入を促すことができる。	
2	介護職員チームリーダー養成研修支援事業	所管部署	福祉人材・研修センター
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	
県内各地域での研修支援 (県社協に申込のあった介護事業所等のうちから、15箇所程度(同一地域原則2回開催)を決定して実施)		新人職員の定着と質の高い介護サービスの提供を促すため、介護事業所等に勤務する中堅職員等で、若手介護職員等の指導的立場にある者に対して研修を実施する。 研修内容は、中堅職員を対象としたプログラムを用意し、開催地ごとの要望を踏まえたテーマとする。	
		介護事業所に勤務する中堅職員等を対象に新人職員への指導方法等を含めたスキルアップ研修を実施することにより、新人職員の定着と質の高い介護サービスの提供を促すことができる。	

3	新 元気高齢者等介護職場インターンシップ事業	所管部署	福祉人材・研修センター ボランティアセンター
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	
(1) 介護施設での職場体験 ア 実施箇所 県内10市町村社協(予定) イ 体験人数 100人程度 (10人/1社協あたりを想定) ウ 受入施設 20施設程度 (2施設/1社協あたりを想定) エ 体験期間 1週間(5日間、軽作業中心)程度 オ その他 体験後の就労希望者へは、キャリア支援専門員等によるフォローアップを予定 (2) 多様な就労プランコンテスト (就労プランの募集、審査、表彰及び周知)		2025年問題に代表されるように高齢化が加速的に進展し、今後ますます介護ニーズの増大が見込まれているが、介護人材の確保は若年層をはじめ困難な状況にあり、介護事業所等の人材不足が懸念される。 このようなことから、高齢者等の就労機会を創出するとともに、介護従事者の確保に資するため、元気な高齢者等が掃除や配膳等の生活介護の一部をサポートする人材として活躍できるよう介護施設での職場体験(インターンシップ)を通じた就労支援を行う。 併せて、高齢者等が働きやすい就労プランを介護事業所から募集し、優秀な提案を表彰するコンテストを実施する。	
		① 高齢者等が生活介護の一部を担うことで、介護従事者の負担が軽減され、より専門性を生かした介護業務に専念でき、ケアの質の向上や介護職員の定着率向上も期待できる。 ② 心身ともに健康で活力ある高齢者が、「支えられる側」から「支える側」にシフトすることで、高齢者の生きがいづくりや社会参加が促され、持続可能な社会保障制度の一助となる。 ③ 就労プランコンテストにおいては、優秀な就労プランを周知・広報することで効果的な人材確保の普及が図られる。	
4	離職介護職員の登録促進事業	所管部署	福祉人材・研修センター
平成30年度事業計画		事業目的・概要等	
(1) 届出制度に関する相談及び問合せ対応 (2) 市町村社協、介護事業所、養成校等におけるリーフレット等を活用した周知広報 (3) 届出システムの運用及び届出情報の管理 (4) インターネット利用環境にない者の届出の受付及びシステム入力 (5) 届出システムと福祉人材情報システム等との連携		介護福祉士等の離職者情報を把握し、求職者となる前の段階から効果的・総合的な支援を行うため、「離職介護福祉士等届出制度」に基づく届出を促進し、介護福祉士等の再就業に資することを目的とする。	
		介護福祉士等が届出をすることにより、福祉人材・研修センターとの接点を持ち続けることが可能となり、介護職としての関心の継続を促し、円滑に就業支援と結びつけることで、介護福祉士等の介護分野への再就業の促進を図ることができる。	